

福岡県公報

平成二十四年四月十日
第三千三百八十五号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課) ……………一

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………三

○福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………七

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(自然環境課) ……………七

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第八号

本庁

出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県文書管理規程(平成十六年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十二 歴史公文書 歴史資料として重要な公文書をいう。

第十一条第一号及び第二号並びに第三十条中「書面によるものに限る。」を「電磁的記録によるものを除く。」に改める。

第三十五条第一項ただし書を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、出先機関のファイル担当者が別に定める方法により施行の内容を確認できる場合は、ファイル担当者が自ら文書取扱主任に文書の発送を依頼することができる。

3 出先機関の事務担当者は、第一項の規定にかかわらず、別に定めるもの限り、行政経営企画課の職員に文書の発送を依頼することができる。

第四十六条中「書面によるものに限る。」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録によるものについては、ファイルごとに文書管理システムに登録するものとする。

第四十六条の二を次のように改める。

(歴史公文書の事前評価及び一件管理)

第四十六条の二 主務課長は、作成した文書について、文書作成年度の翌年度のできる限り早い時期までに、第六十九条第一項の規定により歴史公文書として選別されることが見込まれる場合は、当該文書を文書管理システムに登録したファイルごとに、その旨を登録するものとする。

第四十八条に次の一号を加える。

三 文書管理システムに登録された文書のうち、電子起案し、又は電子的方法によって回覧したもの(第一号に規定するものを除く。)

第五十条中「書面によるものに限る。」を「電磁的記録のよるものを除く。」に改める。

第五十一条中「文書管理システム内に保管された文書」を「第四十八条第一号及び第三号に規定する文書」に改める。

第五十二条第一項中「長期」を「三十年」に改める。

第五十二条第二項を次のように改める。

2 所属長は、文書の保存期間が前項の規定により難いと認めるときは、行政経営企画課長の承認を得て、三十年を超えない範囲で文書の保存期間の種別を新設することが

できる。

第五十二条第三項を削る。

第五十三条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五十六条中「文書」を「完結文書」に改める。

第五十八条中「保存文書」の次に「(第五十五条に規定する引継ぎをした完結文書をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十九条中「保存された」を「登録された」に改める。

第六十条の見出しを「(主務課における文書の利用)」に改め、同条第一項中「第四十八条の規定により主務課に保管している文書(以下「保管文書」という。)」を「第四十八条第一号及び第二号の規定により主務課に保管している文書(書面によるものに限る。)」に改める。

同条第二項中「保管文書及び」を「第四十八条に規定する文書及び」に改め、「保管文書利用簿」を「主務課文書利用簿」に改める。

第六十五条を次のように改める。

(主務課における文書の廃棄)

第六十五条 主務課長は、第四十八条に規定する文書(保存期間が一年以下のものに限る。)の保存期間が経過したときは、第六十七条の規定により保存期間を延長するもの及び第六十九条第一項の規定により歴史公文書として選別したものを除き、廃棄する文書を文書管理システムに登録し、廃棄するものとする。

第六十六条第一項中「文書管理システム内に保存された文書の保存期間」を「第四十八条第三号に規定する文書(保存期間が一年以下のものを除く。)」の保存期間」に改め、「第六十九条の規定により歴史的文書として別に保存するもの」を「第六十九条第一項の規定により歴史公文書として選別したものに」に改める。

第六十九条を次のように改める。

(歴史公文書の選別等)

第六十九条 主務課長は、保存期間が経過した文書(第六十七条の規定により保存期間を延長するものを除く。)について、別表第二の評価選別基準により、福岡県立公文書館(以下「公文書館」という。)において保存すべき歴史公文書を行政経営企画課長又は出先機関の庶務課長と協議の上、選別するものとする。

別表第二 (第 69 条)

評 価 選 別 基 準

第一 評価選別の対象

明治以降に作成又は取得された公文書のうち保存期間が経過し、現用でなくなった文書を対象とする。

第二 評価選別基準

福岡県及び県内市町村における行政の推移、内容、仕組み等が明らかとなるもの並びに住民生活及び社会情勢を反映している文章で、次に掲げるものとする。

- (1) 例規等に関する重要な文書
- (2) 組織、制度等に関する重要な文書
- (3) 人事に関する重要な文書
- (4) 行政区画及び地方制度に関する重要な文書
- (5) 議会、行政委員会に関する重要な文書
- (6) 審議会、審査会その他重要な会議に関する重要な文書
- (7) 重要な施策や事業に関する重要な文書
- (8) 予算、決算その他財務に関する重要な文書
- (9) 公有財産に関する重要な文書
- (10) 許可、認可等の行政処分に関する重要な文書
- (11) 争訟等に関する重要な文書
- (12) 調査、統計及び研究に関する重要な文書
- (13) 監査、検査等に関する重要な文書
- (14) 叙位、叙勲、褒章及び表彰に関する重要な文書
- (15) 選挙に関する重要な文書
- (16) 住民の請願、陳情、要望等に関する重要な文書
- (17) 重要な行事、儀式、事件、災害等に関する重要な文書
- (18) 文化財等に関する重要な文書
- (19) 法人・団体に関する重要な文書
- (20) (1)から(19)に掲げるもののほか、公文書館において保存する必要があると認められる文書

第三 その他

この基準による評価選別に必要な事項は、別に定める。

2 行政経営企画課長は前項の規定により選別された歴史公文書について、福岡県立公文書館長(以下「公文書館長」という。)と協議の上、公文書館において保存すべき歴史公文書を定めるものとする。
第六十九条の次に次の一条を加える。
(公文書館への引渡し)
第六十九条の二 主務課長は、前条第二項の規定により公文書館において保存すべきものとした歴史公文書について、公文書館長に引き渡すものとする。
別表中「加添」及び「挿入」を「30冊」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

様式第十一号中「羽崎文書(利田簿)」を「仕務簿文書(利田簿)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この訓令による改正後の福岡県文書管理規程第五十二条の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得した文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書の処理については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条の五の三第三号二中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

第二十三条第一項第一号中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)」に改める。

付則第七条の三中「第七十一条第一号」を「第七十一条第一号」に改める。

付則第八条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、同条第六項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))及び同項第五号に掲げる施設を除く。」を加え、同条第八項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条中

第十三項を第十一項とし、第十四項を第十二項とし、同条第十五項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を第十四項とする。

付則第八条の二第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を削る。

付則第八条の四第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とする。

付則第八条の五第一項及び第三項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

付則第九条第一項中「第二十二項」の下に「並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項(同条第四項及び第七項に係る部分に限る。)、第九項及び第十項(同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。)」を加え、同条第二項中「第三十四項」の下に「、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項(同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。))及び第十項(同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。)」を加え、同条第三項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は前項を「又は同法第七十条の四の二第七項(同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は前項」に、「同条第二十九項」を「同法第七十条の四第二十九項」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項」に、「同条第五項」を「同法第七十条の四第五項」に改める。

付則第九条の二の三第二項中「法附則第十二条の二の三第八項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる軽油自動車又は付則第九条の二の五第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「法附則第十二条の二の三第二項各号に掲げる自動車」に、「前条」を「付則第九条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前条又は前項」を「前項又は付則第九条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成

二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項（法附則第十二条の二の三第二項第一号イに係る部分に限る。）及び前項（同条第三項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、法附則第十二条の二の三第四項前段に規定する自動車について準用する。この場合においては、法附則第十二条の二の三第四項後段の規定で定めるところによるものとする。

付則第九条の二の三第五項から第八項までを削る。

付則第九条の二の五第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「附則第十二条の二の五第二項」を「附則第十二条の二の五第三項」に、「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「（付則第九条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の五第四項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十万円を控除して得た額」とする。

5 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の五第五項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十万円を控除して得た額」とする。

6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の五第六項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十万円を控除して得た額」とする。

7 法附則第十二条の二の五第七項各号に掲げるトラック（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（法附則第十二条の二の五第七項第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十二トンを超えるもの及び同項第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の二の五第一項中「附則第十二条の二の五第一項」を「附則第十二条の二の五第二項」に、「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（付則第九条の二の三第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十二条の二の五第一項各号に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第三十七条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

付則第九条の二の七第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

付則第九条の三第一項中「とする自動車で施行規則で定めるもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力

源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大

気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第二項において同じ。)並びに「に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「定めるもの(以下この号及び次項)」を「定めるもの(以下この号)」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。)」を削り、「備えているもので施行規則で定めるものをいう」の下に「。次項において同じ)」を加え、同項第四号中「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、同条第三項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)(に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの)

付則第九条の三第三項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の百十」に改め、同号

を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

付則第九条の三第四項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度の自動車税に限り、当該自動車平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第三項(第四号に係る部分に限る。)(及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第三項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第五項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)(に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「第二項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

付則第二十五条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

付則第三十一条第四項中「警戒区域設定指示(」を削り、「事故」の下に「(以下単に「原子力発電所の事故」という。)」を加え、「第十五条第三項又は」を削り、「第二十条第三項」の下に「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「市町村長」の下に「又は都道府県知事」を加え、「をいう。以下同じ。)(が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。)(内に」を「の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第二十条第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つた指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域

を除く。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同条第五項及び第六項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

付則第三十二条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における付則第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、法附則第四十五条第二項の規定で定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の五の三の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の福岡県税条例(以下「旧条例」という。)付則第八条第十一項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日」とする。

3 施行日前に旧条例付則第八条の四第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4 旧条例付則第三十一条第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 旧条例付則第三十一条第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 旧条例付則第三十一条第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第五条 新条例付則第九条の三の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年分までの自動車税については、なお従前の例による。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)
第六条 総務大臣が施行日以後最初に新条例付則第三十一条第四項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域(以下この項において「居住困難区域」という。)は、同条第四項から第六項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であつたものとみなす。この場合において、新条例付則第三十一条第四項中「当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「

同日」と、同条第五項及び第六項の規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」とする。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

料	条例第十三条第一項に規定する寝台料金	支払を証明するに足る領収書その他の書類
賃	条例第十四条第一項に規定する航空賃	支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
料	条例第十五条第一項に規定する車賃	支払を証明するに足る領収書（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
料	条例第十八条第二項に規定する食卓料	支払を証明するに足る領収書その他の書類

賃	条例第十二条第一項に規定する鉄道賃	支払を証明するに足る書類（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
料金	条例第十三条第一項に規定する寝台料金	支払を証明するに足る書類
賃	条例第十四条第一項に規定する航空賃	支払を証明するに足る書類（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
料	条例第十五条第一項に規定する車賃	支払を証明するに足る書類（支払命令者が必要と認める場合に限る。）
料	条例第十八条第二項に規定する食卓料	支払を証明するに足る書類

を に

改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に、「より」を「基づき」に改める。

第二十七条中「第十二条第九項」を「第十一条の二第九項」に改める。

第二十八条中「第十二条第十項」を「第十一条の二第十項」に改める。

第三十三条の見出しを「（書類の経由）」に改め、同条第一項中「は」を「のうち」に、「書類の区分に応じ、」を「ものについては、それぞれ」に、「保健福祉環境事務所」を「出先機関」に、「経由し」を「経由して提出し」に改め、同項各号を次のように改める。

一 鳥獣捕獲等許可申請書及び従事者証交付申請書（いずれも有害鳥獣の捕獲の目的（生態系に係る被害の防止の目的を除く。）又は特定鳥獣の数の調整の目的に係る許可に係るものに限る。） 当該許可を必要とする行為を行う区域を所管する農林事務所

二 鳥獣捕獲等許可申請書（保健福祉環境事務所又は農林事務所の職員に対する許可に係るものに限る。） 当該職員の所属する出先機関

三 狩猟免許申請書、狩猟免許更新申請書、狩猟者登録申請書、狩猟者変更登録申請書

二 鳥獣捕獲等許可申請書（保健福祉環境事務所又は農林事務所の職員に対する許可に係るものに限る。） 当該職員の所属する出先機関

三 狩猟免許申請書、狩猟免許更新申請書、狩猟者登録申請書、狩猟者変更登録申請書

、 狢区設定認可申請書、 狢区管理規定変更認可申請書
狢区廃止認可申請書 及び 狢区管理規程変更届出書

当該書類を提出する者の住所地为所管する農林事務所

四 住所等変更届出書、許可証等亡失届出書及び許可証等再交付申請書 これらによる
届出又は申請の対象とされた狩狢免状等を交付した出先機関

第三十三条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。